

デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）及びデリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 要綱第3条第5号の規定は、補助金の交付を一の法人又は個人事業主につき1回に限ることとするものである。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 要綱第4条第1項の表の「その他対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトへの参入に当たり必要となる初期費用として知事が適当と認めるもの」に該当しないものを例示すると、次のとおりである。

- (1) 資産価値を有する物の購入に要する経費であり、補助金交付後、売却処分されるおそれがあるもの 自動車、自動二輪車、自転車等
 - (2) デリバリー及びテイクアウト以外の用途に使用されるおそれがある物の購入に要する経費 割り箸、食材、配送料自動車等の燃料費等
 - (3) 人件費（派遣料金を含む。）、店舗の賃料等
- 2 要綱第4条第2項の規定は、受け入れた派遣労働者の対象飲食店等における1週間の所定労働時間が20時間以上である場合に適用されるものとする。

(事前申出)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者（次項において「申出者」という。）は、あらかじめ、補助金交付申請に係る事前申出書（別記第1号様式）を商工政策課長に提出するものとする。

- 2 商工政策課長は、前項の事前申出書の内容を審査し、申出者との間で必要な調整を行った上で、補助金の交付対象になることが見込まれるときは、申出者に補助金交付申請に係る事前申出完了通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金交付申請及び実績報告書に添付すべき書類)

第5条 要綱第5条第2項第6号に規定する書類としては、デリバリー又はテイクアウトを開始した日又は開始する日が明記されたチラシやソーシャルネットワークサービスの掲載情報、月毎の売上額のうち消費税相当額が税率毎に区分して記帳された帳簿等が考えられる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付申請に係る事前申出書

鹿児島県商工労働水産部商工政策課長 殿

申出者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名 印
電 話 番 号
対象飲食店等の名称

令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金の交付申請をしたいので、デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金実施要領第4条第1項の規定により申し出ます。

なお、申請しようとする内容は下記のとおりです。

記

- 1 補助対象者の要件 ※ 該当するものをチェックすること。
- (1) 補助金の交付の目的となる飲食店等（以下「対象飲食店等」という。）が鹿児島県内に置かれていること。
- (2) 対象飲食店等において令和2年2月1日から令和2年7月31日までの期間内にデリバリー又はテイクアウトを開始した又は開始する予定であること。
- (3) 対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトが補助金の交付申請日において終了していないこと。
- (4) 対象飲食店等の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していないこと。
- (5) 代表者が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 代表者が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (7) 県税について未納がないこと。

2 飲食店等の内容

- (1) 飲食店等の開業日 年 月 日
- (2) デリバリー又はテイクアウトの実施状況
ア 種別 デリバリー・テイクアウト ※ 該当するものを○で囲むこと。
イ 新たにデリバリー又はテイクアウトに参入した日 年 月 日
- (3) 派遣会社の活用 ※ 該当する場合はチェックすること。
- デリバリー又はテイクアウトへの参入に伴い必要となる人員を派遣会社から1月以上の期間受け入れた又は受け入れる予定である。
派遣（予定）期間 年 月 日～ 年 月 日

3 補助対象経費

内 容	数量	金額(税込)	消費税等	金額(税抜)	支払日	領収書
計		円	円	A 円		

注1 補助対象経費は、次に掲げる経費のうち、令和2年4月1日から令和2年8月31日までの期間内に代金を支払ったものである。

- (1) 弁当容器
 - (2) 広告費
 - (3) 配送用自動車等借上料
 - (4) その他対象飲食店等でのデリバリー又はテイクアウトへの参入に当たり必要となる初期費用として知事が適当と認めるもの
- 2 「内容」欄には、補助対象経費となる初期費用を箇条書きで記入すること。なお、補助対象経費に該当しないものを例示すると、次のとおりである。
- (1) 資産価値を有する物の購入に要する経費であり、補助金交付後、売却処分されるおそれがあるもの 自動車、自動二輪車、自転車等
 - (2) デリバリー及びテイクアウト以外の用途に使用されるおそれがある物の購入に要する経費 割り箸、食材、配送料自動車等の燃料費等
 - (3) 人件費（派遣料金を含む。）、店舗の賃料等
- 3 「支払（予定）日」欄には、支払いを終えているものについては支払日、支払いを終えていないものについては支払予定日を記入すること。
- 4 「領収書」欄には、支払いを終えているものについて、領収書が手元にある場合には「○」、紛失等により手元にない場合には「×」を記入すること。

4 補助金額 ※ いずれかにチェックすること。

(1) (2)以外の場合

3のA 円 × 2分の1 = 円（千円未満切り捨て）又は10万円のいずれか小さい方

(2) 派遣会社を活用する場合（3(3)がである場合）

3のA 円 × 10分の10 = 円（千円未満切り捨て）又は20万円のいずれか小さい方

殿

鹿児島県商工労働水産部商工政策課長 印

デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付申請に係る
事前申出完了通知書

令和 年 月 日付けで申出のあった令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金については、申出内容を確認したので、デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金実施要領第4条第2項の規定により通知します。

なお、補助対象経費の支払いが完了した場合には、下記の書類を提出してください。

記

- 1 令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付申請及び実績報告書
- 2 令和2年度デリバリー・テイクアウト参入支援事業補助金交付請求書

問合せ先
商店街活性化推進室 西，松浦
TEL 099-286-2111内線2932
099-286-2939（直通）
FAX 099-286-5574
MAIL shotengai@pref.kagoshima.lg.jp